

**第15号様式**（第94条関係）

**表**

第 号

輸出水産業の振興に関する法律第21条1項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

官 職

氏 名

生年月日

年 月 日 発行

写 真

農林水産大臣（都道府県知事）印

押出スタンプ

備考 用紙の大きさは、縦60mm×横85mmとする。

## 裏

### 輸出水産業の振興に関する法律抜すい (報告及び検査)

- 第21条** 農林水産大臣は組合に対し、都道府県知事は輸出水産業者、製造受託又は組合に対し、この法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立入り、業務の状況、帳簿書類若しくは製造施設の検査を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を形態し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。